

## 公認審判員資格保持者の皆様へ

資格有効期限が今年度末(令和2年3月末)の皆様へ石川県バドミントン協会審判委員会より、更新案内状ならびに更新申請書を郵送いたしました。期日(令和元年12月31日)までにお手続きをお願い致します。審判員手帳の有効期限の標記が「平成31年度末」となっている方も対象です。

以下1～3項目に該当されます方々におかれましては、本県での更新手続きが不可能、もしくは各種お手続きをして頂いた後の更新手続き作業となります。

- 1、更新案内状は資格取得時の登録ご住所(本県での検定会受検申込み時のご住所)へ発送しております。お引越等でご住所が変わられ、審判委員会へ住所変更を届け出ていらっしゃらない方には更新案内状が届いていない可能性があります。また、県外で資格取得された方へも案内状が発送できませんので、至急下記のアドレスまでご連絡ください。
- 2、更新事務作業は更新年度に個人登録されている都道府県協会より事務手続きを行うことが義務付けられています。当協会でお受けできる更新事務は今年度石川県にて個人登録(会費納入済)をされている方に限ります。
- 3、以前、更新をされずに資格がすでに失効となっておいでる方に更新案内状が届いておりましたら、不手際を深くお詫び申し上げます。下記アドレスまでご一報くださいますと幸いです。

会費納入手続きも含め、ご不明な点がございましたら、期日までに下記アドレスまでお問い合わせください。

お問い合わせ・連絡用アドレス [ishibadoshinpan@yahoo.co.jp](mailto:ishibadoshinpan@yahoo.co.jp)

石川県バドミントン協会 審判委員会 「更新担当 亀田 俊明」